

地域密着型通所介護デイサービスところ利用契約書

_____様（以下、「利用者」という）と医療法人希心会（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して提供する地域密着型通所介護を利用することについて、次のとおり地域密着型通所介護利用契約（以下、「契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り自身の居宅において自身のもつ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供します。利用者は、事業者に対し、通所サービスに対する利用料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、_____年 _____月 _____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2週間までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（地域密着型通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿った「地域密着型通所介護計画」を作成します。事業者は、この「地域密着型通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明し同意を得てからサービスを提供します。

第4条（地域密着型通所介護の提供場所・内容）

- 1 地域密着型通所介護の提供場所は、「デイサービスところ」です。所在地及び施設の概要は、重要事項説明書のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定められた地域密着型通所介護計画に沿って地域密着型通所介護サービスを提供します。事業者は、地域密着型通所介護サービスの提供にあたりその内容について説明します。
- 3 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合に、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、通所介護の実施ごとに、利用中の様子などをこの契約書と同時に交付する連絡帳等に記入してお知らせします。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業所の営業時間内、その事業者にて利用者自身に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として、重要事項説明書に定める利用単位ごとの単価をもとに、計算された月ごとの合計金額を地域密着型通所介護サービス利用の利用ごとに支払います。
- 2 事業者は、1ヶ月ごとに利用料金を計算し、請求書に合計額と明細を付して、利用月の翌月20日前後までに利用者宛てに郵送します。
- 3 利用者は、1ヶ月の料金合計額の請求を受けた日から、20日以内に事業者を支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、地域密着型通所介護の提供日の当日午前8時30分までに、サービスの中止を申し出た場合、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が、地域密着型通所介護の提供日の午前8時30分以降に、サービス利用の中止を申し出た場合、料金の全額又は一部を請求することができます。この場合の料金は、第6条他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良、その他の理由により、地域密着型通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、重要事項説明書に記載したとおりです。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文章で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して2週間の予告期間をおいて通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が、極秘厳守に反した場合
 - ③事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が、破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合、事業者は通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金が、2月以上遅滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
 - ②利用者が、正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、または、利用者の入院若しくは病気などにより、1ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
 - ③利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対し、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が、他の介護保険施設に入所した場合・・・入所した翌日から

②利用者の要介護度認定区分が、自立若しくは要支援と認定された場合・・・非該当となった日から

③利用者が死亡した場合・・・死亡した日の翌日から

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。また、サービス担当者会議においても同様とします。

第11条（賠償責任）

- 1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者若しくは施設職員の故意や過失、若しくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。ただし、その損害について、利用者の故意過失若しくは、この契約上の注意義務違反、若しくは利用者に施設職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除することができるものとします。
- 2 利用者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務違反を行い、素説設備または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項の但し書きを準用します。
- 3 事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意を持って速やかに対応し、履行します。

第12条（緊急時の対応）

本事業所は、現に指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第13条（連携）

事業者は、通所介護の提供にあたり、利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応致します。

第15条（運営推進会議の設置）

事業所は、地域密着型通所介護の提供にあたり、サービス提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置します。

[運営推進会議]

構成：利用者及び利用者家族代表・地域住民の代表者
事業所が所在する区域を管轄する市町村の職員
地域密着型通所介護について知見を有する者

開催：6月に1回以上

第16条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めない事項については、介護保険令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【事業者】 住 所 熊本県阿蘇市小里字前田271番地8
名 称 地域密着型通所介護事業所 デイサービスこころ
管理者 岩下 ちさえ

【契約者】 住 所

氏 名 印

【ご家族】 住 所

氏 名 印
(続柄)

【代筆者】 住 所

氏 名 印
(続柄)

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意致します。

記

1、使用目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
- (3) 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供
- (4) 介護保険事務に関する情報の提供
- (5) 外部監査機関への情報提供

2、使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3、使用する期間

契約で定める期間

4、条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることがないように細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

医療法人 希心会

デイサービスこころ 様

令和 年 月 日

同意者（本人）

住 所

氏 名 _____ 印 _____

同意者（家族）

住 所

氏 名 _____ 印（続き柄 _____）

署名代筆者

住 所

氏 名 _____ 印（続き柄 _____）